対象受検機関: 商工労働部協力金推進室

事務事業の概要

- 1 大阪府営業時間短縮協力金(以下「時短協力金」という。)について
- (1) 支給の目的

府では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく営業時間短縮の要請等に全面的に協力した飲食店等に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び事業継続を目的に時短協力金を支給している。

(2) 審査・支給の状況(令和4年10月26日現在)

ア 第1期から第11期までの申請件数 約620,600件 イ 第1期から第11期までの支給件数 約613,800件 ウ 第1期から第11期までの支給額 約829,461百万円

エ 第1期から第11期の支給率 各期100% (※)

(※) ただし、時短協力金の支給率は不支給・疑義内容確認中等を除いたもの

- (3) 時短協力金の審査・支給に係る実施体制
 - ア 時短協力金の審査・支給等の事務については、いずれの期も要件審査(裁量判断を伴うもの)や支 給決定を府が行い、その他の事務について、一部又は全部を委託により実施している。
 - イ 第1期から第3期においては、受注者が判断に迷うような、マニュアルに掲載しきれない様々な疑義が発生し、審査・支給業務に遅延が生じたことから、府職員を増員し審査判断の迅速化を図った。この結果、令和3年6月末時点で審査をほぼ終了した。

【実施形態】

_			
	第1期~第3期	第4期~第9期	第10期・第11期
委託方法	委託	一部委託	委託
委託期間	令和3年1月29日	令和3年5月19日	令和4年2月21日
	~同年9月30日	~令和4年9月30日	~同年11月30日
審査方法	・府が定める審査基準	1次審査:府が定める基準に	・府が定める審査基準に基づ
	に基づき受注者が審	基づき受注者が審	き受注者が審査
	查	查	・審査に疑義が生じた場合に
	・審査に疑義が生じた	2次審査:府職員が実施	府職員が判断
	場合に府職員が判断		

- 2 時短協力金の審査・支給業務等に係る契約手続等について
- (1) 再委託の承認に係る手続について

「大阪府営業時間短縮協力金」支給及び関連業務について、業務の一部(協力金コールセンター運営業務)を再委託により実施していた。

- ・ 再委託の期間 令和3年5月19日から同年6月30日まで
- ア 再委託承認の意思決定手続について
- (ア)「大阪府営業時間短縮協力金」支給及び関連業務契約書(以下「契約書」という。)における規定 内容

検出事項

- 1 再委託の承認の手続について、契約書や 規則等で定める取扱いとなっていなかっ た。
- (1) 契約書では、再委託の承認について、 書面により行うこととされているが、口 頭により行われていた。また、行政文書 管理規程に基づき、行政文書の起案は、 行政文書管理システムを利用する方法に より行わなければならないとされている が、同システムでの起案は行われておら ず、書類等も残っていないため、意思決 定の過程が確認できなかった。
- (2) 契約書及び暴力団等の排除に係る措置 に関する規則により徴取することとされ ている誓約書について、受注者を通じて 再委託先から徴取していなかった。
- 2 精算時の検査では、受注者から関係書類等を取り寄せて確認していたとのことであったが、履行確認における検査調書の決裁文書等には、費用の裏付けとなる確認資料は添付されておらず、容易に検索、閲覧できる管理状態になかった。

改善を求める事項(意見)

時短協力金の審査・支給業務等に係る契約手続、文書作成等において、契約書や規則等に係る違反が複数確認されるとともに、支払手続に必要な書類の管理の不備が確認されたことから、再発防止に向けた取組を徹底されたい。

具体的には、監査結果について 周知徹底を図るとともに、契約事 務、行政文書管理に係る研修を行 うなど、職員一人ひとりが担当事 務についてリスクを認識し、発生 を未然に防止する意識の醸成に取 り組まれたい。

また、大阪府内部統制に関する 基本方針に基づく内部統制の取組 において、リスク評価・点検シー トに所属独自の項目を設定するな ど、内部統制の推進に努められた い。

- 第4条第1項において、受注者が業務の一部を再委託する場合、書面をもって発注者に通知し、 承認を受けなければならない旨が定められている。
- ・ 第1条第3項において、発注者が再委託の承認を行う場合は、書面により行わなければならない 旨が定められている。
- (イ) 受注者は、契約書及び変更契約書に基づき、再委託の承認に係る通知を書面により提出している。
- (ウ) 府は、当該通知に対し、承認する旨を口頭で回答している。また、再委託承認の意思決定を管理職において行ったとしているが、行政文書管理システムでの起案が行われておらず、書類等も残っていないため、再委託の承認に係る意思決定を確認できなかった。

イ 暴力団排除等に係る手続について

- (ア) 暴力団排除等に係る規定内容
 - ・ 契約書第4条第3項において、受注者は、再委託の受任者が大阪府暴力団排除条例に規定する 暴力団員等でないことを表明した誓約書(以下「誓約書」という。)を徴取し、発注者に提出しな ければならない旨が定められている。
 - ・ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(以下「暴力団等の排除に係る措置に関する規則」という。)第8条第3項において、府は、受注者を通じて、再委託の受任者に係る誓約書を、再委託契約を締結する前に提出するよう求めるものとする旨が定められている。
- (4) 府は、受注者から再委託の受任者に係る誓約書を徴取することなく、再委託の承認を行っている。 なお、府はその後、当該再委託受任者と令和3年7月1日付で営業時間短縮協力金・大規模施設等 協力金コールセンター運営業務について委託契約を締結するに当たり、誓約書を徴取している。
- ウ 個人情報保護条例に基づく手続について
- (ア) 個人情報の保護に係る規定内容

個人情報保護条例に基づく個人情報取扱事務委託基準3(6)において、受注者が委託事務を再委託する場合は、発注者の承認を必要とし、その諾否の判断に当たっては、再委託先においても個人情報取扱特記事項を遵守することを確認した上で行う旨が定められている。

(イ) 府は、受注者に口頭で確認したのみであり、再委託先が契約書の(別記)特記仕様書で定める個人情報取扱特記事項を遵守していることを確認した書類等はなかった。

(2) 支払手続について

ア 支払手続に当たっては、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づいて検査を実施し、業務の 履行を確認することとされている。その場合、これらの書類は容易に検索、閲覧が可能な専用場所等 において管理することが求められる。

イ 下記業務委託においては、受注者が契約書に基づき提出した業務報告書には、人件費及び経費の執 行済額の記載はあるものの、当該費用に係る内訳明細の添付はなかった。精算時の検査では、受注者 から関係書類を取り寄せて確認していたとのことであったが、検査調書の決裁文書等には費用の裏付 けとなる確認資料は添付されておらず、容易に検索、閲覧できる管理状態になかった。

なお、同資料については別の場所に保管されていたとして、後日提出があった。

業務名称	大阪府営業時間短縮協力金に関する書類審査等業務、相談コールセンター 運営業務および各業務に付随する備品の手配 (第1期~第3期)
契約期間	令和3年1月29日から同年9月30日まで
契約金額	1, 473, 216, 104円

業務名称	「大阪府営業時間短縮協力金」支給及び関連業務	(第4期~第9期)
契約期間	令和3年5月19日から令和4年3月31日まで	(令和3年度分)
契約金額	1, 293, 474, 359円	

【「大阪府営業時間短縮協力金」支給及び関連業務 契約書】

(総則)

第1条

3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。

(再委託の禁止)

- 第4条 受注者は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、受注者が、委任し、又は請け負わせようとする受任者又は下請負人の名称、委任し又は請け負わせる業務の内容、その他発注者が必要とする事項を書面をもって発注者に通知し、発注者の承認を得て業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、この限りではない。
- 3 受注者は、受任者又は下請負人が、大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴取し、発注者に提出しなければならない。

(別記) 特記仕様書

Ⅱ 個人情報取扱特記事項

(再委託)

- 第6 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。
- 2 発注者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、別に定める条件を付するものとする。
- 第6第2項関係 発注者が再委託を承諾する場合に付する条件
- (1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。
- (2) (1)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・

監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。 (4) (3)の場合、受注者は、発注者自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理・監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。

【大阪府行政文書管理規程】

(起案)

第13条 行政文書の起案は、行政文書管理システムを利用する方法により行わなければならない。

(行政文書の保管及び保存)

第23条 保存期間の定めのある行政文書については、行政文書管理システムを利用する方法により保管又は保存をしなければならない。

【大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則】 (誓約書の提出等)

第8条

3 知事は、下請負人に対し、元請負人を通じて、誓約書を、当該公共工事等における下請契約 又は再委託契約を締結する前に提出するよう求めるものとする。

【個人情報取扱事務委託基準】

- 3 委託に当たっての留意事項
- (6) 再委託等

委託先が委託事務を再委託する場合(再委託先が再々委託を行う場合以降を含む。)にあっては、実施機関の承認を必要とし、その諾否の判断にあたっては、再委託先(再々委託先以降を含む。)においても個人情報取扱特記事項を遵守することを確認した上で行うこと。

措置の内容

監査結果を協力金推進室内で共有し、会計研修等を実施するとともに、今後の事務での再発防止を徹底周知した。

また、委託契約について「再委託契約手続チェックリスト」を作成し、委託事業者から再委託の申し出があった際には、当該チェックリストを用いて複数の職員で確認するよう周知することで再発防止に努めている。

さらに、財務関係、行政文書管理や契約事務における根拠等について、事務処理の都度確認するようグループ長や補佐・総括主査から指示し、担当及びグループ全体の意識向上を図っている。

内部統制の取組については、令和5年度の組織改編により商工労働部協力金推進室が単独室から中小企業支援室経営支援課の一つのグループに編入された現在も、継続して当該措置に対応すべく、令和5年度内部統制において、中小企業支援室のリスク評価・点検シートに所属独自のリスク対応策として、「再委託契約手続チェックリスト」を用いて確認する旨を追記し、チェック機能を高めて再発防止に取り組んでいる。

今後も契約関係を含む会計事務や文書管理事務、個人情報取扱事務に関する研修の実施を通じて職員一人ひとりが適正な事務手続を理解するとともに発生するリスク等を把握し、誤った 事務処理を行わないよう再発防止に取り組んでいく。

○研修等実績

【令和4年度実績(協力金推進室)】

- ・令和4年8月22日 会計実地検査終了後、会計事務職場研修資料を配布し全体で研修を実施
- ・令和5年1月19日 文書主任研修に参加した職員による研修内容の共有とともに、研修資料を配布し伝達研修を実施
- ・令和5年2月22日 令和4年度下半期監査結果公表内容を共有するとともに、再度、会計事務職場研修資料を配布し個別研修を実施

【令和5年度実績(経営支援課協力金グループ)】

- 令和5年5月24日、6月21日、7月12日
 - 債権管理担当者による債権回収・整理に関する研修への参加、研修後には債権管理チーム内で研修内容の共有
- ・令和5年6月2日 内部統制リスク評価・点検シートを配布し各事務におけるリスクを把握した上で、誤った事務処理を行わないように、しごとポータルサイトに掲載されている資料等 を確認して取り組むよう周知
- ・令和5年7月25日 個人情報 適正管理ポータルサイトに掲載されている資料及び動画を用いて個人情報の適正管理に関する全体研修を実施
- ・令和5年8月4日 会計局が作成した会計事務職場研修資料を配布し会計事務に関する全体研修を実施
- ・令和5年8月29日 情報公開課公文書グループが作成した研修資料を配布し文書事務に関する全体研修を実施
- ・令和5年9月26日 eラーニングによるリスクマネジメントに関する全体研修を実施

監査(検査)実施年月日(委員:令和4年11月7日、事務局:令和4年6月13日から同年8月25日まで)